

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和7年7月25日第24回中種子町農業委員会総会を防災センター第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人・森山昭市
中崎和行・梶原誠・上妻廣美・中島秀人・中島真実・
永浜三津子・鎌田正司

3. 欠席委員

濱脇嘉則

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積等促進計画の一部変更について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和7年第24回中種子町農業委員会総会を開会致します。本日は、会長が体調不良により欠席のため職務代理者である6番森山委員にご挨拶をお願い致します。

(会 長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、14番濱脇委員（会長）から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。本日は、会長欠席のため、中種子町農業委員会規程により、以降の会議の進行は、職務代理者である6番森山委員をお願い致します。

(議長)はい、ただいまありましたように、本日の会議は、職務代理者である私の方で進めさせていただきます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、9番上妻委員、10番中島委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお願いします。議案第1号、農地法第3条申請について説明します。所有権移転 件数5件、筆数13筆、面積32,169㎡ 地目畑25,654㎡、田6,515㎡になります。使用貸借権 件数1件、筆数2筆、面積4,637.5㎡ 地目は畑になります。合計で、件数6件、筆数15筆、面積36,806.5㎡、地目畑30,291.5㎡、田6,515㎡になります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

(議長)順位1について、担当調査委員の9番上妻委員からの説明をお願いします。

(9番委員)はい。9番上妻です。議案第1号順位1について説明致します。去る7月6日、借受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を行いました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積〇,〇〇〇㎡。同字、地番〇〇〇〇、地目 登記宅地、現況畑、面積〇〇〇.〇㎡。貸付人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇さん。借受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請理由は、貸付人が相手方の要望、借受人が経営開始、貸付人と借受人は、〇〇と〇の関係です。場所については、資料の5ページ左側をお願いします。国道58号線、〇〇〇〇の元の〇〇〇〇〇〇の道路を西側へ向かいますと〇〇〇〇へ出ます。右折して〇〇〇〇〇〇へ300m程向かいますと住宅が1軒あります。その前を左折し〇〇〇〇方面へ100m下り左折しますと〇〇さんの〇〇があります。その〇〇〇が申請地になります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議のほど、よろしくお願い致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の12番永浜委員からの説明をお願いします。

(12番委員)はい、12番永浜です。議案第1号順位2について説明致します。去る7月5日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇、地目田、面積〇〇〇㎡です。譲渡人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん。譲受人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が売買(相手方の要望)、譲受人が売買(農業開始)です。売買価格は、〇〇〇,〇〇〇円です。場所については、5ページ右側をお願いします。〇〇〇集落の〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇方へ800m下り、県道を左折しさらに100m〇〇〇へ向かい左側道路沿いが申請地になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の11番中島委員からの説明をお願いします。

(11番委員)はい、11番中島です。議案第1号順位3について説明致します。去る7月8日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇、地目畑、面積〇〇〇㎡、同字、地番〇〇〇-〇、地目畑、面積〇、〇〇〇㎡、字〇〇、地番〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇、〇〇〇㎡、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積〇、〇〇〇㎡、同字、地番〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇、〇〇〇㎡、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積〇、〇〇〇㎡、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積〇、〇〇〇㎡です。譲渡人住所、〇〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇〇-〇号、〇〇〇さん。譲受人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が売買（島外在住のため管理不能）、譲受人が売買（相手方の要望、農業開始）です。売買価格は総額で〇〇〇万円です。場所については、資料の6ページ及び7ページ左側をお願いします。〇〇〇〇〇裏に集合しまして、7筆あるのですが点々と現地確認を実施しました。〇〇〇〇〇裏が〇、〇〇〇㎡、〇、〇〇〇㎡の畑、他3筆の畑、7ページ〇〇〇〇を〇〇集落方への左下に〇、〇〇〇㎡の田があります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。

(議長)ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位4について、担当調査委員の7番中崎委員からの説明をお願いします。

(7番委員)はい、7番中崎です。議案第1号順位4について説明致します。去る7月4日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇、〇〇〇㎡、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積〇、〇〇〇㎡です。譲渡人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈（経営開始）です。譲渡人と譲受人は〇〇です。場所については、資料の7ページ右側をお願いします。畑は、〇〇〇の〇〇〇があります。そこから100m行きまして右折しますと〇〇さんの自宅があります。そこを過ぎたあたりの左側になります。田は、〇〇さんの自宅裏にあります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。

(議長)ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位5について担当調査員の12番永浜委員から説明をお願いします。

(12番委員)はい、12番永浜です。議案第1号順位5について説明致します。去る7月6日、

譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇〇-〇、地目田、面積〇〇〇㎡です。譲渡人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇さん。譲受人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が売買（相手方の要望）、譲受人が売買（経営拡大）です。売買価格は総額で〇〇,〇〇〇円です。場所については、資料の８ページ左側をお願いします。先ほど説明しました〇〇〇集落の〇〇〇〇から800m下った県道の〇〇〇に出る手前の右奥になります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(３番委員)はい。

(議長)３番鮫島委員をお願いします。

(３番委員)３番鮫島です。〇〇〇〇さんは、順位２では売買で田を売っております。今回順位５では売買で〇〇さんより田を買っております。永浜委員から詳しい説明をお願いいたします。田の交換で無く売買になっておりますので。

(12番委員)はい。

(議長)12番永浜委員をお願いします。

(12番委員)12番永浜です。この２人の交換はございません。完全な売買になります。

(３番委員)はい。

(議長)３番鮫島委員をお願いします。

(３番委員)今回、自分の田を売って他の田を買っていますので、その内容の説明をお願いします。

(12番委員)はい。

(議長)12番永浜委員をお願いします。

(12番委員)今回の売買は、集約するとのことでの売買になります。

(３番委員)はい、自分の田に集約するということですね。

(12番委員)はい。

(議長)はい。私も聞いておりまして、完全に集約による売買ということで交換ではございません。

(３番委員)はい。その理由、売買の説明がほしかっただけです。分かりました。

(議長)他に、質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位６について、担当調査委員の１番藤田委員から説明をお願いします。

(１番委員)はい、１番藤田です。議案第１号順位６について説明致します。去る７月４日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇,〇〇〇㎡、同字、地番〇〇〇〇、地目畑、面積〇,〇〇〇㎡です。譲渡人住所、〇〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇番〇号、〇〇〇〇さん。譲受人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地

○, ○○○○さんです。申請理由は、譲渡人が売買（島外のため管理不能）、譲受人が売買（経営拡大）です。売買価格は総額で○○○, ○○○円です。場所については、資料の8ページ右側をお願いします。現在、ほ場整備されており場所が変わっております。国道58号線沿い○○○○○を南側へ200m行きますと左側が○○○○○○になります。○○○○のからいもを植え付けている畑の一部が申請地になります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第1号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の使用貸借権1件、所有権移転5件については、許可することに決定しました。次に日程第4議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。順位1について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の13ページをお願いします。議案第2号「農地法第5条申請」順位1について説明致します。譲受人 ○○○○○○○○ 代表取締役 ○○○○○さん、住所 ○○市○○区○○○○番○○, 譲渡人 ○○○○さん、住所 熊毛郡中種子町○○○○○○番地、申請農地の表示、大字○○, 字○○○, 地番○○○番○, 地目畑, 地積○, ○○○㎡, 転用目的は、その他（駐車場）です。申請理由は、○○○○○○○○による○○○○を計画しており、その駐車場として申請地を利用したいというものです。土地利用規制等は、都市計画区域内、農振農用地外、第2種農地（その他の農地）と考えます。棟数・面積等については、駐車場○, ○○○㎡となっています。金融機関の残高・融資証明書も提出されており実現性ありと思われます。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)順位1について、担当調査員の11番中島委員からの説明をお願いします。

(11番委員)はい、11番中島です。議案第2号、農地法第5条申請、順位1について説明致します。この案件につきましては、先般7月14日午前9時50分より、会長、森山委員、松原推進委員、事務局、譲り渡し人の○○○○さん、立会いの下、現地調査を実施しました。場所については、○○○を過ぎたところに○○○○○の○○○があります。そこを右に曲がりますと○○○○○○○○○があります。その裏手が申請地になります。申請人は、○○市で○○○○等を行っています。申請地の隣接地に○○○○○○○の○○○○を設置する予定です。その○○○○○○○を利用する方の駐車場として申請するものです。46台の車を駐車するよう整備予定です。申請地の北側は○○○○○○○の設置用地及び第三者の事業所用地、南側は山林、東側・西側は畑であるが境界には植林がされており、迷惑をかける恐れはないと思います。資金についても代表取締役個人の残高証明及び融資証明が添付され、工事の際は、土砂流出等ないように十分に注意を行うという被害防除

計画及び誓約書が添付されています。現地で検討した結果、支障はないと思われます。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いします。

(議長) ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。

次に日程第5，承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の14ページをお願いします。承認第1号，農用地利用集積等促進計画の一部変更について説明致します。令和7年7月31日を公告日とする農用地利用集積等促進計画の一部変更につきましては、件数11件、筆数37筆、変更面積71,346㎡、の農用地利用集積等促進計画を定めたいので承認を求めます。契約年数については、3年、5年、10年の合意解約になります。詳細につきましては、資料の20ページから51ページに添付してありますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。

次に日程第6，承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の52ページをお願いします。承認第2号，農用地利用集積等促進計画及び配分計画について説明します。令和7年7月31日を公告日とする利用権設定、貸借権25件、筆数79筆、面積207,746㎡の農用地利用集積等促進計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、資料の65ページから109ページに添付してあります。なお、今回の貸借権の25件については、中間管理事業法の集積一括方式による貸借期間3年、5年、6年、10年で配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長) これから順位1から順位12について、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号順位1から順位12につい

ては、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号順位1から順位12「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇番〇〇委員の退室をお願いします。

引き続き順位13について、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号順位13については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号順位13「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いします。

引き続き順位14から順位25について、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号順位14から順位25については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号順位14から順位25「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和7年第24回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。